

研究・技術計画学会「研究懇談会」について

平成20年7月
庶務理事会決定・会長了承

研究・技術計画学会（以下「学会」という。）における研究活動の発展を目的として、分科会に加え、今般新たに「研究懇談会」を発足させることとし、その趣旨、要件、手続き等を定め、学会としてその活動を支援することとし、以下のとおり運用します。

1．研究懇談会の趣旨

研究懇談会は、現状の分科会活動のみでは十分な研究がなされていない研究分野を対象として会員の自主的な取り組みとしてなされる研究会活動のうち、以下の要件を了承して事務局へ申請し、業務委員会の審査を経て会長が承認したものをいうこととします。

2．研究懇談会の要件と学会による支援等

（1）研究懇談会の要件

年間に2回以上、研究懇談会を開催すること。この場合、 の条件が満足されるならば、他の団体と共催で開催することも可とします。

学会事務局が総会において所要の報告ができるよう、最低限年に1回、その活動状況を学会事務局に報告していただくこととします。

研究懇談会への学会員の参加費は無料としていただきます（ただし、実費相当の資料代を徴収することは可とします）。

（2）研究懇談会の存続年限

研究懇談会の存続期限は5年間とします。この間に分科会の活動に移行することが期待されます。

（3）学会による支援

研究懇談会は、その活動にあたって、研究・技術計画学会研究懇談会の名称を用いることができます。

研究懇談会の開催に関する情報を学会のホームページを通じて広報することができます。

希望する研究懇談会に対して、一会計年度5万円を上限として研究懇談会開催費の支援を行います（ただし、6会計年度にまたがることは出来ません）。この場合、経理を適切に管理していただきます。なお、この支援金額は各会計年度ごとに見直される場合があります。

総会において研究懇談会の活動を紹介します。

3．手続き

研究懇談会の設立を希望する者は、以下の情報を含む資料をまとめて学会事務局に提出して頂くこととします。

研究懇談会の名称

研究懇談会の目的及び既存の分科会・研究懇談会では十分な取り組みがなされないと考えられる理由

研究懇談会の代表者1名以上（学会員に限る）、幹事1名以上（学会員に限る）の氏名・連絡先

研究懇談会の設立を求める学会員20名以上の氏名・連絡先（代表者及び幹事含む）のリスト、及び、リストに掲載された者が設立を求めていることを示す署名等

4．その他

本文書に記載のない事項については、事務局及び庶務理事会において適宜定めます。